

2017 年日本政府年次報告
「電離放射線からの労働者の保護に関する条約」(第 115 号)
(2015 年 6 月 1 日～2017 年 5 月 31 日)

1. 質問 I について

- ・ 電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令(2015 年厚生労働省令第 134 号)(別紙1)
- ・ 除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン(2011 年 12 月 22 日付け基発 1222 第6号 厚生労働省労働基準局長通達)(別紙2)
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン(2015 年8月 26 日付け 基発 0826 第1号 厚生労働省労働基準局長通達)(別紙3)

2. 質問 II について

(第 3 条の最後に以下を追加)

東京電力福島第一原子力発電所での事故の教訓を踏まえて、原子力施設において、今後、仮に、緊急作業を実施する必要性が生じた場合に備え、特例的な緊急被ばく限度に関する基準を定めるとともに、労働者が受ける線量をできるだけ少なくできるよう、労働者の当該作業の実態に即した放射線障害防止対策を規定する必要があるため、2015 年 8 月に電離放射線障害防止規則(昭和 47 年労働省令第 41 号。以下「電離則」という。)を改正した。

国内では、原子力発電所の再稼働にあたって、原子力規制委員会は福島第一原発事故を踏まえた厳しい審査基準を設け、クリアした原発のみを再稼働している。このような稼働監視体制のもとで、万一、原子力緊急事態宣言又はそれに至るおそれが高い事象が発生した場合に、労働者の健康リスクと周辺住民の生命・財産を守る利益を比較衡量し、例外的に緊急被ばく限度を引き上げる必要があると厚生労働大臣が認めた場合に、250 ミリシーベルトを超えない範囲で特例緊急作業の被ばく限度が適用されるものである。その概要は以下のとおり。

- (1) 特例緊急被ばく限度の設定(緊急作業に係る事故の状況その他の事情を勘案し、緊急作業において 100 ミリシーベルトの被ばく限度によることが困難であると認めるときは、250 ミリシーベルトを超えない範囲で設定)
- (2) 特例緊急作業従事者の限定
- (3) 特例緊急作業中の被ばく線量管理の最適化
- (4) 特例緊急作業等従事者に係る記録等の提出等
- (5) 緊急作業従事者の線量の測定及びその結果の確認、記録、報告等
- (6) 特例緊急作業従事者に対する特別教育の実施
- (7) 緊急時電離放射線健康診断の実施

(第 6 条の最後に以下を追加)

東京電力福島第一原子力発電所での事故の教訓を踏まえて原子力施設において、今後、仮に、緊急作業を実施する必要性が生じた場合に備え、2015 年 8 月に電離則を改正し、緊急作業期間中の特例緊急被ばく限度を事故の状況に応じて 250 ミリシーベルトを超えない範囲内で定めることができたとした。

国内では、東日本大震災で停止した原子力発電所の再稼働にあたって、原子力規

制委員会は福島第一原発事故を踏まえた厳しい審査基準を設け、クリアした原発のみを再稼働している。このような稼働監視体制のもとで、万一、原子力緊急事態宣言又はそれに至るおそれが高い事象が発生した場合に、労働者の健康リスクと周辺住民の生命・財産を守る利益を比較衡量し、例外的に緊急被ばく限度を引き上げる必要があると厚生労働大臣が認めた場合に、250 ミリシーベルトを超えない範囲で特例緊急作業の被ばく限度が適用されるものである。また、特例緊急作業に従事する者は、事前に本人の同意を得て、必要な教育を受け事業者から原子力防災要員等として指定を受けた者に限定している。

(第 12 条の最後に以下を追加)

東京電力福島第一原子力発電所での事故の教訓を踏まえて、原子力施設において、今後、仮に、緊急作業を実施する必要性が生じた場合に備え、2015 年 8 月に電離則を改正し、特例緊急作業に従事する作業員に対しては、電離則第 56 条の 2 において、健康診断の内容及び頻度等を規定している。

電離放射線障害防止規則第 56 条の 2

事業者は、緊急作業に係る業務に従事する放射線業務従事者に対し、当該業務に配置替えの後一月以内ごとに一回、定期的に、及び当該業務から他の業務に配置替えの際又は当該労働者が離職する際、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

- 一 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 二 白血球数及び白血球百分率の検査
- 三 赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査
- 四 甲状腺刺激ホルモン、遊離トリヨードサイロニン及び遊離サイロキシンの検査
- 五 白内障に関する眼の検査
- 六 皮膚の検査

[2015 年専門家委員会からのダイレトリクエストについて]

- ・ 第 2 条：除染作業従事者に対する保護措置についての情報提供

2011 年 12 月に「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（2011 年厚生労働省令第 152 号、以下「除染電離則」という。）を制定した。

この規則に定める事項に加え、被ばく線量管理の方法や被ばく低減のための措置等、事業者が講ずることが望ましい事項を一体的に示すため「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」を公表し、その実施を指導している。

また、監督指導の実施により事業主に対して労働基準関係法令の遵守・徹底することに加えて、元請事業者及び発注機関を通じて除染事業者が労働条件の確保を図るよう要請を行っている。

具体的には、

- ① 2013 年 7 月に、福島労働局から福島県内の除染等業務を施工している元請事業者 136 者に対して、賃金額等の労働条件の明示、賃金不払等の法違反が多く認められた事項を中心に、労働基準関係法令の遵守を徹底すること
- ② 2015 年 3 月に、福島労働局から発注機関である環境省福島再生事務所及び福島県といった発注機関に対して、除染電離則等に基づく放射線防止等の措置の

履行の遵守徹底を図ることについて、受注者に対して指導すること

- ③ 2015 年 10 月に、福島労働局管内の労働基準監督署から、市町村に対して、労働基準関係法令の遵守について、除染等業務を受注した施工業者に対して注意喚起することについて、要請を行ったところである。

- ・ 第 7 条：18 歳未満の除染等の作業員の被ばくについて、法律の執行を保証するための措置及び対応の強化について

労働基準法（1949 年法律第 49 号）第 62 条は、18 歳未満の者に危険有害業務を行わせることを禁止している。除染作業については、この危険有害業務に該当するため、当該業務に従事させることが禁止されている。

この法律違反に対しては 6 か月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金が規定されている。

労働基準監督機関においては、リーフレットを活用し、18 歳未満の者を除染業務に従事させることが禁止されている旨、事業者等に対して周知徹底を図るとともに、監督指導等において、事業者に対して労働基準関係法令の遵守、元請事業者に対して雇入れ時の身分確認などの措置を講じるよう指導している。

なお、18 歳未満の者を除染作業に従事させたとして、2013 年 7 月、2015 年 2 月に労働基準法第 62 条違反の容疑で関係者が検挙されている。

- ・ 第 12 条及び第 13 条：放射線業務従事者に対する作業前及び一定の期間後の健康診断の実施について

労働安全衛生法（1972 年法律第 57 号）、電離則及び除染電離則により、放射線業務や除染等の業務に常時従事している労働者に対して、雇入れ時及びその後 6 か月に 1 回定期的に健康診断を実施するとともに、その結果、放射線による障害が生じており、若しくはその疑いがあり、又は放射線による障害が生ずるおそれがあると認められる者に対して事後措置を講じるよう事業主に義務付けており、定期的な個別指導等により確認している。

また、2015 年 8 月の「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン」（以下「1F ガイドライン」という。）において、発注者である東京電力が健康診断記録の確認を行うなど、労働者の健康管理対策等を徹底するよう求めている。

東京電力は 1F ガイドラインに基づき、厚生労働省等の指導を受け、元請事業者及びその下請事業者の作業員に対して、健康診断を受けたままにせず、その結果に基づく就業上の措置を確実に行うための仕組みを構築している。

また、下請事業者の中には一人親方や 10 人未満の事業場も多数あることから、労働者の健康診断結果を確認して就業制限も含めたきめ細かい健康管理を行うことを支援するために、厚生労働省は、事業者が放射線にも対応できる医師等に健康管理方法について相談できる電話相談窓口を毎日、対面で相談できる出張窓口を福島第一原発構内等に週 1 回開設している。さらに、そこで得られた好事例をホームページ等で広く情報発信し、事業者が主体的に労働者の健康管理を行えるよう支援を行っている。

- ・ 第 12 条及び第 13 条：放射線業務従事者が、作業を続けるために、線量測定情報

を故意に抑制するといったことを防止するための取組について

放射線業務従事者に対して、放射線測定器の装着を義務付け（電離則第8条）、また、事業者に対して被ばく線量の記録、保存を義務付け（電離則第9条）、線量管理を行った上で定める被ばく線量限度を超えないようにしなければならないことを義務付けている（電離則第4条、第5条）。このように、放射線業務を続けることの可否の判断は事業者の責務としており、作業者が自身の作業を続けることの適否を判断するものではない。

2012年7月、東京電力福島第一原発において、廃炉作業者が被ばく線量を実際よりも低く記録させるために、放射線測定器に鉛板を装着して作業を行っていた事案が認められたため、

厚生労働省は、東京電力福島第一原発における線量管理の実態調査を実施し再発防止のため以下の対策を講じるよう指導するとともに、それを1Fガイドラインに盛り込んだ。

- ① 放射線測定器を装着する胸部が透明な防護服（タイベックス）の使用拡大により他者が測定器着用の有無、鉛板の装着等の不正がないことを一見してチェックできるようにした。
- ② ガラスバッジと警報付電子式個人線量計（APD）を装着し、作業者の被ばく線量に齟齬がないか確認している。
- ③ 低線量作業と高線量作業をローテーションすることにより特定の者が高線量にならないようにする。
- ④ 線量限度に近づいた労働者には事業者が意思疎通を行う。

これらの実施状況については、定期的な個別指導等により確認するとともに、廃炉作業への定期的なアンケート調査を行い、線量測定の不適切な実施があれば、匿名で申し出できるようにしているが、これまでにそのような申し出はない。

加えてこれらの対策を徹底させるため、放射線測定器の装着の義務があること、被ばく線量の測定方法、被ばく線量の上限、作業開始前の準備、作業中の注意事項等について、パンフレットを作成し、事業者・労働者に対して周知徹底を図っている。

〔2015年専門家委員会からのオブザベーションについて〕

1 特例緊急作業員に対する対策

（1）特例緊急作業従事者の限定

特例的に緊急被ばく限度を250ミリシーベルトに引き上げるためには、通常作業における被ばく限度（5年で100ミリシーベルト）を超える線量を受けてまで当該緊急作業を行うことを正当化する特別な理由が求められる。

ICRPの勧告やIAEAのガイドラインにおいて100ミリシーベルトを超える被ばく限度の適用が認められている作業のうち一般作業員に係るものとして「破滅的な状況の回避」が示されていることを踏まえ、特例緊急作業の対象となる作業及び労働者としては、原子力施設が破滅的な状況に至ることを回避することを主たる目的とする作業に従事する労働者に限定することとしている。

（2）法令上の整備

電離則では、第7条の2第1項による特例緊急被ばく限度を必要最小限とするため、第7条の2第3項の規定により、厚生労働大臣に対して、緊急作業従事者の受けた線量、事故の収束のために必要となる作業の内容その他の事情を勘案し、特

例緊急被ばく限度を変更し、かつ、できるだけ速やかに廃止することを求めている。この規定を実効あるものとするため、第 59 条の 3 により、事業者に対して、50 ミリシーベルトを超える労働者の人数を 10 日ごとに、被ばく線量の区分ごとの労働者の人数を 1 月ごとに厚生労働大臣に報告することを義務付けている。

① 自発的な選択による特例緊急作業

電離則第 7 条の 3 により、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 8 条で定める原子力防災要員等以外の者は特例緊急作業に従事させてはならないこととし、原子力事業者が原子力防災要員等を選定する場合には、特例緊急作業に従事することを含め、労働条件を明示した上で双方合意の上で労働契約を締結するとともに、今後、緊急作業に従事する場合には、実際の作業の配置に当たり、本人の意向に可能な限り配慮することとしている。

② 健康リスクに関する事前の情報提供

電離則第 52 条の 9 及び特例緊急作業特別教育規程（2015 年厚生労働省告示第 361 号）により、特例緊急作業従事者に対して、通常の特別教育に加えて、緊急作業の方法、電離放射線の生体に与える影響などの緊急作業に関する 12.5 時間以上の教育を特例緊急作業に従事する前に予め行い、さらに、定期的にこれらの教育を行うことを求めている。特例緊急作業に従事する原子力防災要員について、原子力事業者等に対し、以上を周知・指導している。

この他、放射線業務に従事する労働者が 6 か月以内ごとに 1 回の健康診断を行うことに対し、電離則第 56 条の 2 により、緊急作業の従事期間中については、1 か月以内ごとに 1 回、定期的に健康診断を実施することとしている。

（3）その他の取組

特例緊急作業の終了後は、緊急作業に従事するなど累積の被ばく線量が高い者の長期的な健康管理を行うため、労働基準関係法令に基づく健康診断に加えて、「原子力における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」（以下「原発緊急作業従事者等健康保持増進指針」という。）に基づき、緊急作業に従事した間の被ばく線量に応じてがん検診等を実施することを事業者に求めている。

2 東京電力福島第一原発での事故後に高い電離放射線量に曝された作業員に対する長期的対策

（1）福島第一原発での緊急作業従事者に対する対策

① 厚生労働省は、福島第一原発での緊急作業に従事し、従事していた労働者が、当該緊急作業や放射線業務に従事するときの健康の保持増進のための措置が、適切かつ有効に実施されるため「原発緊急作業従事者等健康保持増進指針」を定め、以下の取組を講じることを事業者に求めるとともに、当該労働者の離職後は国が実施することとしている。

a. 長期的健康管理のための取組

- ・ 事業場内の体制の確立
- ・ がん検診等の実施
- ・ 保健指導等

b. 緊急作業従事者等の長期的健康管理のためのデータベースの整備等

- ・ 国により緊急作業従事者等のデータベースを整備
- ・ 緊急作業従事者等に係る健康診断結果等を国へ報告 等

c. 国が行う必要な援助

- ・国によるがん検診等の受診勧奨
- ・国による保健指導の実施 等

緊急作業従事者の放射線被ばくによる健康影響を調査するため全ての緊急作業者を対象として、上記①の b. により構築されたデータベース等を活用し、がん健診等を実施している。

- ② 厚生労働省は、東電福島第一原発における廃炉作業について、東京電力より毎月被ばく線量分布を報告させており、労働者が、法令で定める以上の被ばくがないよう管理の徹底を指導している。

(2) 除染等事業従事者に対する対策

除染等事業従事者の被ばく線量を一元的に管理するため、公益財団法人放射線影響協会が「除染等業務従事者等被ばく線量登録制度」を設立し、データベースで線量記録を一元管理しており、国が定めるガイドラインにより除染事業を受注している事業者に対し本制度への参加を求めている。

3. 質問Ⅲについて

本条約の規定を実施するための監督機関として、厚生労働省に労働基準局、各都道府県に都道府県労働局（47 か所）、各都道府県労働局管内に労働基準監督署（321 か所）及び支署（4 か所）が設置され、これらの機関に労働基準監督官並びに産業安全専門官及び労働衛生専門官が設置されている。

なお、2017 年3月 31 日時点において、労働基準監督官は、4002 人である。

4. 質問Ⅳについて

前回までの報告に、修正及び追記する事項はない。

5. 質問Ⅴについて

前回までの報告に、修正及び追記する事項はない。

6. 質問Ⅵについて

本報告の写しを送付した代表的な労使団体は、下記のとおりである。

（使用者団体）一般社団法人 日本経済団体連合会

（労働者団体）日本労働組合総連合会